

第5回丹波市権利擁護支援センター設立準備委員会議事録（要旨）

日時：令和4年7月21日（木）

午後2時00分から

場所：丹波市役所本庁第2庁舎

2階201会議室

出席者等 17名（委員、講師、事務局、関係職員）

傍聴人 2名

1 開会（上田委員長より、あいさつ）

2 事務連絡

- ・自治会長会役員改選に伴い残任期間を大垣委員に委嘱する。
- ・要綱第6条の規定に基づき、**会議の成立を確認（委員14名中10名出席）。**

3 議題

（1） 第4回検討内容の確認

- ・事務局より、議事録をもとに説明
- ・質疑なし。

（2） 直営設置の権利擁護支援センターの取組み状況について

- ・事務局より、資料をもとに説明

（委員）兵庫県では、なぜ直営がないのか。

（事務局）そこは確認できていない。委託の7割は社協と認識している。

（委員長）法人後見の受皿の問題もあり、委託にしている。国の要請もあり社協が多い。

委託するところがないから直営になっているところもある。

（3） 丹波市権利擁護支援センターの役割・機能について

- ・事務局より、資料2、3をもとに説明
- ・質問なし。

（委員長）**議決について、賛成10名 → 賛成多数のため承認**

(4) 丹波市権利擁護支援センターの設置形態の方向性について

・事務局より、資料2、3、6をもとに説明

(委員長) 方向性について資料6パターン2を説明、細かい部分は追って検討になると思うが、大きな方向性ということでいかがか？

(委員) 1点目は資料2、㊸で法人後見の確保とあるが、市民後見も進めていく必要がある。一部委託の中で委託をする法人は複数も考えられるが視野に入っているか。2点目は広域というのは丹波圏域か、もっと大きい範囲なのか。

(事務局) 1点目について、資料2、㊸㊹㊺㊻においては法律職の関わりが大切な部分であり、複数委託にするかは検討が必要である。現時点では確実に法人後見が担えるところを想定している。

2点目について、国が進めている中核機関の整備について、法律職など広域でつながっておく必要があるが、柏原家庭裁判所エリアの丹波圏域を広域の範囲と想定している。

(委員) 丹波市で委託するとしたら、社会福祉協議会を考えているのか。

(事務局) 過去には勉強会を行った経緯があるが、社会福祉協議会が受託者になり得る1つと考えている。法人後見が受任可能か確認する必要もある。今すぐ社会福祉協議会にという即答は難しい。

(委員) パターン2の例は他にあるか。

(事務局) 県内では委託している7割が社会福祉協議会、他の法人が3割であり、県内に直営はない。丹波市の現状を把握した場合、パターン2がベターな考え方として提案している。

(委員) 全部委託は予算がかかりすぎる点が気になる。

(事務局) 受託可能となるところに見積もりをお願いしていくことになる。一部委託と全部委託でどれだけかかるのか。他市では、費用対効果を考え直営となった。全部委託できるのであれば一部委託という考えもあると考え提案している。

直営を基本とし、必要な部分を委託している県外の市がある。広報啓発、市民後見人の養成などを委託している。また、社会福祉協議会が法人後見を行っているが委託ではない市もある。

(委員) 直営は不可能というか厳しいのではと思っている。今でも時間を要している事務があること、働き方改革のことを考えても難しい。

パターン3も厳しい。地域包括支援センターの人材確保でも苦勞しており、さらに専門職を集めることや、地域包括支援センターに権利擁護支援センターの機能を委託すること等を考えたら費用が大きすぎる。

パターン2はベストではないが、リアルではある。

(委員) パターン1と2どちらがいいのかなと考えた。センターの中で高齢者と障がい者が1つになるのはとても意味があると思った。地域包括支援センターを運営

しているが、権利擁護支援センターで⑦⑧の専門的な助言、困難ケースの対応のところを担ってほしいと思う。法人後見の確保は必須。行政と委託先の連携がどれだけできるのかなと思う。行政が担わないといけないところは行政がしっかり担わないといけない。

(委員) パターン2はデメリットが少ない。行政と情報交換しながらすすめていくパターン2がいいのかなと思う。権利擁護支援センターという呼名はもう決まっているのか。権利擁護支援センター、画数が多くて難しいので、成年後見支援センターというほうがわかりやすいのでは。自身も受任しているが、金融機関など周知が不十分と思う。浸透しやすい名称を考える余地があるなら考えてほしい。

(委員) パターン2がどちらもの強みがあっていいと思う。市が発信するという点と1つの法人が発信するという点では違いがある。どちらかに何かしらのリスクを背負いながら、みんなが知って、やってみないと何を変えたらいいのかわからない。資料2の*印、病気で医療が必要な状態で〇〇症という人もある。病気という文言で受入れられる人もある。

(事務局) パターン1～3の資料はパターン2に誘導するためではないことを理解いただきたい。福祉部門の各課の連携ができていないという意見について、国のは重層的な相談支援体制をすすめており、丹波市では権利擁護支援センターの設置と合わせて進めないといけないと考えている。

名称について、権利擁護支援センター設立準備委員会ではこの名称を使っているが、正式名称や呼名は決まっていない。今回、承認いただける方向であれば次回会議では名称も提案できたらと考えている。

資料2の対象者、機能や役割はどんどん表に出していくもの、相談例や対象者もみなさんがわかりやすい内容のものにしていく必要がある。「不足している点については、修正も考えていきたい。

(委員長) 委託先が決まっているわけではない、委託内容も実際には委託先との交渉などで変わる部分もある。あくまでも現状においての方向性。少なくとも全面直営、全面委託ではない。現実的な案としてパターン2。丹波篠山市の例でいうと、現在委託であるが、最初是一部委託のような共同経営みたいな形。みんな何をどうしたらいいのか手探りであり、少しずつ助走期間を設けて運営している。もう一歩すすめていくという意味では合意点を集約したい。

(委員長) 議決について、賛成9名 → 賛成多数のため承認

(5) 丹波市権利擁護支援センター設置後の運営体制について

- ・事務局より、資料4をもとに説明

・

(委員長) 今の段階ではイメージ図として受け止めてもらうことで良い。国が示している仕組みの図を踏襲している内容になっており、極端にオリジナルの部分があるわけではない。

(委員長) 議決について、賛成 10 名 → 賛成多数のため承認

4 今後の日程（事務局）

- ・第 6 回丹波市権利擁護センター設立準備委員会
令和 4 年12月、センター設置後の運営体制、周知について
- ・市民向けフォーラム
令和 5 年 1 月～ 2 月

5 閉会

- ・馬場副委員長より、あいさつ